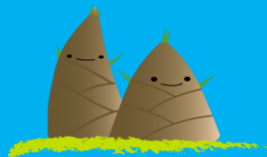


小倉南交通安全速報



号 外

小倉南警察署
交通課交通総務係
令和8年8月28日

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日から

60km/h



30km/h

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

～ 生活道路の例 ～



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

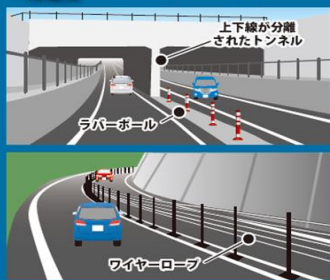
1

道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



2

道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなります。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなります。

決められた速度で走りましょう!!

